

第3部 平成13年度に講じようとする環境の保全及び創造に関する施策

第1章 循環を基調とする経済社会システムの実現

第1節 環境への負荷の少ない社会の構築

【1 廃棄物減量化とリサイクル】

○循環型社会づくりへの取組

「鳥取県循環型社会推進本部」のもとに、全庁的に循環型社会づくりを推進していく。
(循環型社会推進課)

○みんなで取組む「4つのR」推進事業

県民一人ひとりが、大量消費、大量廃棄に慣れた生活様式を環境に配慮した生活様式に転換し、日ごろの生活の中でごみの減量化・リサイクルに取り組める環境づくりを行う。

ア 推進体制の整備

- (ア) 鳥取県ごみ減量化・リサイクル推進協議会の開催
- (イ) リサイクル関連情報の提供
平成12年に開設したホームページを活用し、イベント情報、再生品情報、フリーマーケット情報、エコショップ情報等リサイクル関連情報の提供を行う。

(ウ) リサイクル推進員の活動推進

平成12年度に認定したリサイクル推進員を対象に、活動状況、指導方法等の意見交換を行うとともに、リサイクルに関する勉強会を開催する。

(エ) 容器包装リサイクル法等の推進

容器包装リサイクル法及び家電リサイクル法が円滑に施行されるよう情報公開、普及啓発を行う。

イ ごみの減量化・リサイクルの実践の推進

- (ア) エコショップの普及促進
エコショップの活性化を図るため、エコショップ協議会の開催、消費者アンケートの実施、新聞折込みチラシを活用した普及啓発広告の実施等を行っていく。
- (イ) フリーマーケットの開催支援
住民団体等が行うフリーマーケットの開催に対し経費の一部を助成する。
(補助率2分の1)

(ウ) マイ・バッグ・キャンペーン事業の実施

エコショップにおいて一定回数以上レジ袋を辞退した場合、特典として抽選で記念品を進呈する事業を実施する。

(循環型社会推進課)

○下水汚泥処理総合計画の運用

平成10年度に策定した下水汚泥処理総合計画に基づき、関係課と連携を図りながら広域的汚泥処理に関する市町村指導を行う。

(都市計画課)

○グリーン購入の推進

県では、これまで『環境にやさしい県庁率先行動計画』及び『ISO14001』で、グリーン購入（環境に配慮した物品の調達）の取組みを実施してきたが、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）が4月1日に施行されたことに伴い、鳥取県グリーン購入基本方針及び平成13年度鳥取県グリーン購入調達方針を作成し、取組み内容を強化し推進する。

(環境管理推進課)

○建設リサイクル推進

建設副産物の搬出状況と再生資源の利用状況を把握するため、実態調査を行う。

また、建設発生土の有効利用を推進するため、国、県、市町村及び建設業界等で構成される協議会及び建設発生土情報交換システムを活用し、情報交換等を行い利用促進を図る。

さらに、建設工事に係る資材の再資源化等に関する指針を作成し、建設資材廃棄物の有効利用を促進する。

(管理課)

○農業用廃棄物適正処理推進事業

農業用廃プラスチックの適正処理を推進するため、農家への普及啓発に取組むとともに、地域における適正処理促進活動に対する助成を行う。

(生産振興課)

○とっとりの土づくり総合対策事業

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」、「家畜排せつ物の適正及び利

用に関する法律」の施行に伴い、地域資源である家畜排泄物の堆肥化による土づくりの推進を図るため、畜産農家と耕種農家の連携を基本に、処理施設整備や流通・利用対策等を総合的に実施する。

ア 堆肥生産利用推進指導事業

堆肥の生産・利用の総合的な推進を図るために、農業改良普及所を中心に堆肥の品質に合った技術指導や啓発を行う。

イ 利用促進対策事業

堆肥利用の促進を図るため、堆肥施用経費等に対し助成する。

ウ 鳥取県堆肥等処理施設緊急整備事業

家畜排せつ物の堆肥化処理を行う施設の設置に対し助成する。 (生産振興課)

○資源循環型畜産確立推進指導事業

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の管理基準に即した家畜排せつ物の適正管理について畜産農家の巡回指導等を行うとともに、9月から県内15ヶ所で水質・臭気検査を実施し、検査結果に基づく指導を強化する。

また、適切な農家指導やふん尿処理施設の的確な審査・設計が行えるよう県職員7名を環境アドバイザーとして養成する。

2月には堆肥生産技術の向上、耕種農家との交流を目的にした堆肥共励会を東伯町で開催する。 (畜産課)

○廃棄物焼却灰溶融スラグの活用方法の検討

今後、ダイオキシン類の削減、最終処分場の延命化等を図るため、焼却灰溶融固化施設の整備が進むものと思われる。このため、溶融固化によってできたスラグの有効活用により最終処分場の延命化、資源の再利用を推進するため、溶融スラグの県内での具体的な活用方策について検討を行う。

(循環型社会推進課)

○廃棄物処理計画について

平成12年6月の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正を受け、平成13年7月、従来の産業廃棄物処理計画から、一般廃棄物も含めた鳥取県廃棄物処理計画を策定した。今後、本計画に基づき、適正処理の確保を前提に、廃棄物の減量化、資源化に重点を置いた各種施策の推進に努める。

(循環型社会推進課)

○ゼロ・エミッション調査事業

(1) 工業団地単位(組合等を含む。)での取組み気運の盛り上げを推進

(2) 工業団地等に推進組織(研究会等)の設立を推奨

※ 工業団地等が設置した推進組織(研究会等)の円滑な推進のため、ゼロ・エミッション調査検討会委員による指導・助言を行うなど運営をサポートする。 (工業振興課)

○産業廃棄物処理対策について

産業廃棄物の適正処理の推進を図るために、廃棄物処理計画を基に各種の施策を推進する。

ア 事業者、処理業者への指導・監督

事業者及び処理業者に対し、排出事業者処理責任の明確化、排出量の抑制及び適正処理の推進について、指導・監督を行う。

イ 排出事業者に、減量化、再資源化の推進及び適正処理の確保等についての助言、指導、監督の強化を図り、産業廃棄物の適正処理を推進する。

ウ 産業廃棄物処理指導要綱の施行

平成10年12月25日付けで施行した改正「鳥取県産業廃棄物の処理に関する指導要綱」及び「産業廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査に関する指針」に基づき、処理業者等が行う処理施設の設置及び維持管理に対する適正な指導を行うとともに、搬入産業廃棄物の厳正な管理を図る。

エ 医療廃棄物の適正処理対策

「鳥取県医療廃棄物適正処理指針」に基づき、医療廃棄物の適正処理に努める。

オ 産業廃棄物最終処分場及び産業廃棄物中間処理施設の適正処理対策

本年度中に「産業廃棄物最終処分場の構造指針及び維持管理指針」及び「産業廃棄物中間処理施設の構造指針及び維持管理指針」の見直しを行うこととしており、引き続き、より安全な産業廃棄物処理施設の確保に努めていく。

カ 多量排出事業者に対する指導マニュアルの作成

廃棄物の発生抑制、適正処理のための処理計画の策定に向けた指導マニュアルを作成するとともに、多量排出事業者には、処理計画の提出を求める。

キ 不法投棄対策の推進

「産業廃棄物不法投棄民間監視員」を

4市及び日南町に各2名、他町村に1名設置しており、月に2日間、担当市町村区域のパトロール活動に当たっている。

後を絶たない不法投棄の撲滅に向け、循環型社会推進課に現職警察官1名を配置、鳥取、倉吉、米子の3保健所に警察官OB（廃棄物適正処理推進指導員）を非常勤として各1名を配置するとともに、不法投棄パトロール車を配備し、不法投棄監視員等と連携を取りながら、不法投棄等不適正処理の早期発見及び不正行為者に対する厳格な対応に努め、適正処理の推進を図る。

ク 産業廃棄物適正処理に係る啓発

産業廃棄物の適正処理を推進するため、(社)鳥取県産業廃棄物協会等関係機関と協力して、事業者、処理業者に対する各種研修会、講習会を開催する。

また、環境美化促進月間（9～10月）、不法投棄防止強化月間（10月）等において、市町村、県民等に対する研修会の開催、各種広報活動等、産業廃棄物の適正処理の推進に努める。

（循環型社会推進課）

○公共関与による産業廃棄物処理の推進

公共関与事業の円滑な推進を図るため、(財)鳥取県環境管理事業センターへの派遣職員の増員をはじめ、センター運営費や公共が関与することにより増加する安全対策費等の無利子融資等によるセンター支援を引き続き行う。

（循環型社会推進課）

【 2 大気環境の保全 】

○大気汚染の防止

大気汚染防止法、鳥取県公害防止条例、スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律の適正な施行のための事業を実施することにより、大気汚染防止を図る。

ア 規制

大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設（ボイラ等1,064施設）、一般粉じん発生施設（鉱物・土石のたい積場等106施設）、特定粉じん発生施設（石綿に係る切断機等）、鳥取県公害防止条例に基づく粉じん関係特定施設（打綿機等80施設）に対し規制を行うとともに、スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律に基づく指定地域について法の適正な運用を図る。

イ 大気汚染状況の監視測定（連続測定）
大気汚染防止法の規定に基づく環境基準物質の常時監視測定等を実施する。

(ア) 一般環境大気常時監視

・測定局：3局

鳥取市（衛生研究所）、倉吉市（倉吉保健所）、米子市（米子保健所）

・測定物質：二酸化いおう、一酸化炭素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント等

(イ) 自動車排出ガス濃度測定

・測定局：3局

鳥取市（栄町交差点、丸山交差点）
米子市（米子市公会堂前）

・測定物質：一酸化炭素、窒素酸化物
(窒素酸化物は栄町交差点のみ)

※測定局のうち、栄町交差点は連続測定、その他は月1回測定。

(ウ) 有害大気汚染物質モニタリング調査

・一般環境濃度測定：鳥取市（衛生研究所）、倉吉市（倉吉保健所）、米子市（米子保健所）

・沿道濃度測定：鳥取市（栄町交差点）

・測定物質：有害大気汚染物質のうち、ダイオキシン類以外の18物質について濃度測定を月1回実施する。（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アクリロニトリル、クロロホルム、1,3ブタジエン、塩化ビニルモノマー、ジクロロメタン、1,2ジクロロエタン、ニッケル、ヒ素、ベリリウム、マンガン、六価クロム化合物、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、ベンゾ[a]ピレン、水銀化合物）

(エ) ダイオキシン類調査事業

鳥取市（衛生研究所）、倉吉市（倉吉保健所）、米子市（米子保健所）、境港市（境港市役所）において、ダイオキシン類の濃度測定を年4回（春・夏・秋・冬）実施する。

(オ) 市街地での窒素酸化物汚染実態調査

窒素酸化物の汚染実態把握調査として、鳥取市（10地点）、倉吉市（10地点）、米子市（10地点）においてNOx簡易サンプラーによる定点調査を実施する。

(カ) 降下ばいじん等調査

県内市部を中心に降下ばいじん量の測定を実施する。

・調査地点：鳥取市、倉吉市、米子市、境港市、日吉津村（環境政策課）

○騒音の規制

環境基本法に基づく環境基準の地域指定や、騒音規制法に基づく規則地域の見直し、追加指定を行うとともに、自動車騒音等の測定調査を行う。(騒音規制法に基づく規制地域4市2町1村) また、騒音に係る各種指導等を行う。

ア 騒音規制法及び鳥取県公害防止条例の施行

法及び条例の施行に関し、市町村を支援するとともに、適正な規制地域指定のための検討を行う。

イ 自動車騒音常時監視調査

改正騒音規制法第18条に基づき、平成11年4月1日施行の騒音に係る環境基準の手法により、4市で自動車騒音の常時監視調査を実施する。うち、鳥取市について環境省マニュアルに基づき、対象区間の沿道に存在する全ての住居等に到達する騒音レベルを算出して評価(面的評価)を実施する。

ウ 航空機騒音調査

(ア) 鳥取空港周辺航空機騒音調査

(3地点×1週間×2回/年)

(イ) 美保飛行場周辺航空機騒音調査

(3地点×1週間/回×4回/年)

(1地点×通年)

エ 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る指導等

事業者が同法に基づく各種届出(小売店舗の新設、時間延長等)を行う際に、当該店舗から発生する騒音に係る事項について指導・審査を行う。(環境政策課)

○振動の規制

振動規制法の施行について市町村を支援する。(規制地域 4市1町)

ア 振動規制法の施行

法の施行に関し、市町村を支援するとともに、同法に基づく規制地域の見直し、追加指定を行う。

(環境政策課)

○悪臭の防止

悪臭防止法の施行について市町村を支援するとともに、悪臭の排出実態を調査する。

(規制地域 4市26町4村)

ア 悪臭防止法の施行

法の施行に関し、市町村を支援するとともに、同法に基づく規制地域の見直し、追加指定を行う。

イ 特定悪臭物質排出実態調査の実施
悪臭排出の地域特性、悪臭苦情の実態等を踏まえながら規制22物質の排出実態を調査する。(環境政策課)

【 3 水環境の保全】

○水質汚濁の防止対策について

水質汚濁防止法及び鳥取県公害防止条例の適正な施行等のための事業を実施することにより、水質汚濁防止を図る。

ア 規制

水質汚濁防止法に基づく特定事業場(水産食料品製造関係事業場など2,389事業所)、鳥取県公害防止条例に基づく汚水関係特定事業場(集団給食施設の調理施設、ドラムかん更生業の洗浄施設並びに鉄道業、道路旅客運送業、自動車整備業、ガソリンステーションの車両洗浄施設を有する722事業場)に対し、排水調査、改善指導等を行う。

イ 水質汚濁の監視、測定

水質汚濁防止法の規定に基づき、水質測定計画の作成、環境基準項目の常時監視等を実施する。

(ア) 水質測定計画の作成

水質測定を総合的かつ効果的に行うため、水質測定計画を作成する。

(イ) 水質の測定、調査及び公表

(環境政策課)

表 3-1 水域等ごとの調査地点・回数

	水域名	調査地点	調査回数
環境基準	河川	千代川水系 天神川水系 日野川水系	9地点 5地点 5地点 年12回 年12回 年12回
	湖沼	湖山池 東郷池 中海	4地点 4地点 8地点 年12回 年12回 年12回
	海域	美保湾 日本海沿岸	8地点 8地点 年12回 年3回
常時監視調査	二級河川	蒲生川 塩見川 河内川 勝部川 由良川 加勢蛇川 阿弥陀川 佐陀川	9地点 3地点 3地点 3地点 3地点 3地点 3地点 3地点 年2~4回 年4回 年4回 年4回 年4回 年4回 年4回 年4回
	都市河川	旧褒川 玉川 旧加茂川 大正川	5地点 5地点 5地点 1地点 年12回 年12回 年12回 年2回
	湖山池	湖山川等	5地点 年12回
	流入河川		
	湖沼	多鶴ヶ池	3地点 年4回
	海域	24海水浴場	シーズン前及び中計3回
	地下水	—	35地点 年2回

ウ 水質浄化対策

○公共下水道推進基金造成事業

公共下水道普及率促進のため、市町村が単独事業として行う管渠整備事業に対して補助金を交付する。(補助率：3～7%)

(都市計画課)

○流域下水道事業

天神川流域下水道の整備促進を図る。

(都市計画課)

○既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進

浄化槽法の改正により平成13年4月から、浄化槽を新設する場合は、原則合併処理浄化槽を設置することとされたが、すでに設置されている単独処理浄化槽について、合併処理浄化槽へ転換してもらうよう、広報等を通じて働きかけを行う。(循環型社会推進課)

○河川環境整備事業

湖山池、東郷池の水質浄化対策として、公共下水道の整備による汚濁負荷の削減と併せて、本事業により底泥を除去し、水環境の改善を図る。

(河川砂防課)

○漁港環境整備事業

淀江漁港の水質浄化対策として、漁港内の底泥を除去し、水質の改善を図るとともに、新鮮な水産物の供給に寄与する。

(漁港課)

○土壤環境対策推進事業

- ア 砂丘畑での硝酸性窒素流亡実態を把握し、窒素負荷低減技術を確立するとともに、水田での温室効果ガスの動態把握を行う。
- イ 有機物施用の栽培基準を設定し、農家の普及を図る。
- ウ 土壤診断の実施により適正な施肥指導を行う。

(生産振興課)

○農業集落排水整備等

農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持と併せて農村生活環境の改善及び公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理する施設及び雨水排水施設を整備する。

(農村整備課)

○漁業集落環境整備事業

市町村が行う漁業集落環境整備事業の次の事業について、その経費の一部を補助する。

なお、集落排水施設については、市町村総合交付金となる。

- ・補助対象事業：漁業集落道整備、水産飲雜用水施設整備、集落排水施設整備、防災安全施設

(漁港課)

○ダイオキシン類調査事業（水質・底質）

ダイオキシン類対策特別措置法第26条に基づき、公共用水域の水質・底質及び地下水の調査を実施する。

(環境政策課)

○生活排水対策の推進

米子、鳥取両市が策定した「生活排水対策推進計画」に基づき実施する各種施策に対し、指導を行う。

(環境政策課)

○中海水質浄化対策推進事業

中海の水質保全を図るために、平成11年度に第3期「中海に係る湖沼水質保全計画」(計画期間：平成11年度～15年度)を策定した。この計画に基づき、浄化対策を総合的、計画的に推進する。

(環境政策課)

○湖山池水質浄化対策推進事業

湖山池の水質保全を図るために、平成13年度に第2期「湖山池水質管理計画」を策定し、浄化対策を総合的、計画的に推進する。

(環境政策課)

○ゴルフ場使用農薬水質調査

ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁を未然に防止する観点から、県内各ゴルフ場の排出水に含まれる農薬の水質調査を実施し、農薬の流出実態を把握するとともに、ゴルフ場に対する適切な指導、改善等に資する。

(環境政策課)

○水道水源監視指導事業

将来にわたる水道水の安全性の確保のため、「鳥取県水道水質管理計画」に基づき水道事業者が実施する「監視項目」の検査結果を集計し、全県的な検出状況の取りまとめを行い、水道事業者の水道水質管理の資料とする。

また、水道の広域的な推進及び未普及地域の解消を推進するため、5年間に作成している水道地図を今年度作成する。

(環境政策課)

○みんなで支える給水事業

広域的な応急給水体制の確立を図るため、水道事業者が購入する給水車・ポリ容器等に県費助成を行う。

(環境政策課)

【 4 土壤・地盤環境の保全】

○埋設農薬安全処理対策事業

未回収箇所周辺の水質調査等を実施し、安全対策を推進する。

(生産振興課)

○旧岩美鉱山・旧太宝鉱山鉱害防止事業

旧岩美鉱山及び旧太宝鉱山の鉱害を防止するため、流出する鉱廃水（銅、鉄を含む酸性水）の中和処理等を行う。

(環境政策課)

○ダイオキシン類調査事業（土壤）

県内全域におけるダイオキシン類の環境汚染状況を把握するため、土壤の調査を実施する。

(環境政策課)

【 5 環境汚染化学物質の適正管理】

○環境汚染化学物質対策の推進

府内関係部局による「環境汚染化学物質対策連絡会議」により、ダイオキシン、内分泌攪乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）等の有害化学物質に係る環境汚染防止対策を推進する。

(環境政策課)

○環境ホルモン汚染実態調査

県内全域における環境ホルモン（16物質）の環境汚染状況を把握するため、水質・底質の調査を実施する。

- ・水質調査：県内22地点 年1回
- ・底質調査：県内 2地点 年1回
- ・水生生物調査：県内 2地点 年1回

(環境政策課)

○ダイオキシン類調査事業（再掲）

ダイオキシン類対策特別措置法第26条に基づき、県内における大気・土壤・水質・底質の調査を実施する。

- ・大気調査：県内 4地点 年4回
- ・土壤調査：県内26地点 年1回
- ・水質調査：県内31地点 年1回
- ・底質調査：県内18地点 年1回

(環境政策課)

第2節 環境関連産業の振興

【 1 環境関連技術の開発】

○県内研究機関連携推進事業

公設試験研究機関が相互に連携して本県独自の技術開発に努め、大学、高専、公設試験場などの研究成果を県内企業に波及させることにより、新技術・新製品開発の促進に努める。

(工業振興課)

○環境関連技術開発の推進事業

産業技術センターにおいて、県内の中小企業が取組むことのできる、環境関連技術の開発・普及に努める。

【平成13年度研究内容】

- ① パルプの製造過程で用いる酸、アルカリ、薬剤の使用量低減化のための研究
- ② 生分解性材料の開発
- ③ 廃棄処分されている魚骨等の有効利用
- ④ 食品廃水処理技術の開発

(工業振興課)

【 2 環境関連産業の育成・振興】

○環境産業育成支援資金融資の実施

県内において、廃棄物処理業者等が行う県の循環型社会の構築に向けた施策の推進に資する施設・設備の整備に対して融資を行う。

(循環型社会推進課)

○リサイクル技術共同研究助成事業

本県におけるリサイクル技術の高度化を図るために、平成13年度から新たに県内に所在する企業等が、県内外の大学等と共同して行う研究開発に対して助成を行う。

(循環型社会推進課)

○とっとり新産業創造支援事業

中小企業の廃棄物処理・リサイクル技術、環境保全技術に関する技術開発等の取組みを促進するため、研究に必要な経費に対して補助する。

(工業振興課)

○創造的中小企業育成支援事業

創造的な事業活動を行う中小企業者に対し、(財)鳥取県産業振興機構を通じて直接金融、間接金融による支援事業を行う。

(経営商業課)

表 3-2 支援内容

区分	内 容	
対象者	県内に事務所又は事業所を有する中小企業者	
対象経費	原材料費、構築物費、機械装置、工具器具費、外注加工費等	
補助率等	総事業費の3分の2以内の額（上限 1社あたり500万円）	
上限額等	独自技術開発型企業育成補助金	: 100万円
	創造技術研究開発費等補助金（創造枠）	: 1,500万円（法認定要）
	〃 (ものづくり枠)	: 500万円
	中小企業経営革新事業費補助金	: 1,300万円（法承認要）

第2章 自然と人間との共生の確保

第1節 森林、農地、水辺等の持つ環境保全機能の確保

【1 森林の環境保全機能の確保】

○保安林整備管理事業

保安林の指定、解除並びに保安林の適正管理に努める。

- ・保安林の指定及び解除
- ・保安林の適正管理 (森林保全課)

○造林事業

森林生産力及び森林の有する公益的機能の増強を図るため、森林整備を行う。

- ・人工造林及び保育
- ・天然林施業 (森林保全課)

○森林計画樹立事業

森林施業を計画的に実施するため、県内民有林の森林資源及び伐採・造林等の実施状況を調査し、流域単位で地域森林計画の樹立及び変更を行う。 (林政課)

○治山事業

山地災害の未然防止を図るため、荒廃地、山地災害危険地区等の整備を推進するとともに、森林の有する公益的機能を高度に発揮させるため、保安林の機能強化を図る。

(森林保全課)

○森林保全管理事業

保安林の管理、林野火災の予防のため、森林保全巡回指導員等を配置して巡回を行うとともに、地域住民の啓発指導を行う。

- ・保安林の管理
- ・林野火災の防止、山地災害の情報収集 (森林保全課)

○森林病害虫の防除

松くい虫等の防除について、森林病害虫等防除法に基づき、地域住民の意向を尊重するとともに情報公開に努め、各種防除処置等を総合的に実施し、被害の低減を図る。

また、松くい虫防除に係る空中散布農薬の飛散状況（大気中濃度）を調査し、その結果等を専門家により評価する。

(環境政策課、森林保全課)

○間伐材搬出促進事業

健全な森林の育成、資源の有効利用のためには、間伐の推進、間伐材の搬出促進が必要であり、「鳥取県緊急間伐5ヶ年計画」の実行を確実なものとするため、間伐材の生産・流通経費に対する助成を行う。 (林政課)

○林・畜・水の絆づくり推進事業

林・畜・水産業の連携を促進するとともに、低コストかつ強度的に優れた間伐材利用畜舎、漁礁を開発し、優良な家畜の生産、自然環境にやさしい河川づくりを推進する。

(林政課)

○木質資源循環利用促進事業

ダイオキシン類の排出規制に伴い、焼却処分していた端材等木質資源の有効利用を促進するため、利用計画を策定するとともに、オガコ製造施設等整備に対する助成を行う。

(林政課)

○県産材活用促進事業

県産材利用の低迷、割高な県産材価格、弱体化する木材業界等の原因を明らかにするため、県内の木材加工、流通実態の調査・分析を行う。

また、県森林組合連合会等の広域団体を中心として、木材供給者、設計者、大工・工務店の連携を促進することにより、県産材を活用した住宅の建設等を促進する。

さらに、県産材を活用した学校間連施設等を整備し、木材の良さの普及啓発を行う。

(林政課)

○高林齢間伐促進事業

森林の有する水源涵養や山地災害の防止機能を確保するため、間伐が遅れ、下流域への影響が危惧される森林について、間伐・枝打ちを実施する。 (森林保全課)

○枯松伐採促進事業

枯松の自己伐採を促進し、美観の維持及び県民の安全を図る。 (森林保全課)

○間伐材利用推進事業

間伐が必要な森林や間伐が手遅れとなっている地域で、市町村と森林所有者とが協定を締結し間伐を進めるほか、路網や機械を整備し間伐木の搬出を促進する。 (森林保全課)

○美しく快適な環境整備事業

集落周辺、道路沿線等の森林において、災害の未然防止のため、除伐、間伐、枝打ち危険木の処理等の森林整備を行い、安全で安心して生活できる住環境を整備する。

(森林保全課)

【 2 農地の環境保全機能の確保 】

○農薬適正使用推進対策事業

農薬の適正使用について啓発活動を行うとともに、残留調査や販売業者への指導等を行う。

(生産振興課)

○農村総合整備事業

農業生産基盤と農村における生活環境条件を計画的かつ一体的に整備することにより生産性の高い農業の育成と活力ある農村を建設する事業を行う。旧村及び全町を対象とする市町村型と、生活圏が同一な数集落を対象とする集落環境型がある。

(農村整備課)

○農地を守る直接支払事業

中山間地域の農地の持つ多面的機能の維持確保を図るため、耕作放棄地の増加が特に懸念される地域において、農業者等が行う農業生産活動及び多面的機能を増進する活動に対して直接支払いを行う。

(農政課)

○山村振興農林漁業対策事業

山村等の中山間地域の振興を一層促進するため、地域の自主性、創意工夫の発揮を通じて、山村等の多面的機能の強化による地域の活性化と定住の促進のために必要な事業を行う。

(農政課)

○中山間地域総合整備事業

自然的、経済的、社会的に恵まれない中山間地域において、それぞれの地域の実情にそった農業の展開方法を探り、農業生産基盤と農村生活環境基盤を総合的に実施し、活性化を図るとともに、地域における定住化の促進、国土、環境の保全等に資することを目的とする。

(農村整備課)

○農地を守る集落営農組織育成事業

中山間地域において、耕作放棄地の発生を防止するため、兼業農家や高齢農家を中心に集落ぐるみで営農に取組む組織を農地を守る担い手として育成するなど、農地保全活動の支援を行う。

(農政課)

○ジゲの井手保全事業

中山間地域の山腹水路や小規模なため池を整備することで、維持管理費の軽減と災害の未然防止を図る。

(耕地課)

○ふるさとのせせらぎ・あぜ道保全事業

中山間地域の土地改良施設の有する国土・環境保全等の公益的な機能の良好な発揮とこれらの施設と一体的に保全する必要がある農地を集落共同活動等を通じて地域全体の整備保全を推進することにより中山間地域の活性化を図る。

(農村整備課)

○県営地すべり対策事業

地すべりによる農地及び農業用施設の災害を未然に防止するため、地すべり防止区域の指定を受けた地域を対象に対策工事を実施する。

(耕地課)

○植物防疫総合対策事業

病害虫の発生予察に基づき、適切な防除対策を実施するとともに、予防方法、防除方法の確立を図る。

(生産振興課)

○棚田地域保全支援基金事業

棚田地域保全への市民参加の推進や集落組織等が行う保全活動等を支援するために、棚田の大切さを認識してもらうため棚田の応援団となってもらう「棚田ファンクラブ」の設立と、棚田保全のための作業を支援する「棚田保全ボランティア隊」を派遣する他、都市との交流等による棚田の有効活用を推進し、農業振興及び中山間地域の活性化に資する。

(企画振興課)

○棚田地域等緊急総合整備事業

棚田地域において、集落の創意工夫により営農を継続しながら、村づくりに取組もうとする集落を対象に、緊急的にきめ細かく対応した整備を総合的に行い集落の活性化を図る。

(農村整備課)

○農薬・化学肥料5割削減産地育成事業

国の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に対応した、農薬・化学肥料の5割以上削減を先導的に実践実証するモデル地区を育成するために要する経費に対し助成する。

(生産振興課)

○環境にやさしい農業推進事業

土づくりを基本に生産性を維持しながら、化学肥料や農薬に大きく依存しない環境と調

和した農業を目指して、啓発・推進活動を実施する。
(生産振興課)

【 3 都市地域の自然環境の確保 】

道路や住宅、公園等で適切な緑や自然の保全を図るとともに、都市周辺部の里山等の保全を図る。

○都市公園の整備

都市に於けるオープンスペースとして、県民の貴重な休息と憩いの場となる都市公園について、本年度は、都市住民が自然と親しみ、ふれあうことのできる場を提供するため、布勢総合運動公園及び東郷湖羽合臨海公園の園路、広場、修景施設（植栽）の整備を実施する。
(都市計画課)

【 4 水辺（河川、渓流、砂浜、沿岸域等）の環境の保全】

○河川改修事業

洪水による被害を軽減することで人々が安心して暮らせるよう、河川改修の促進に努める。

- 平成13年度事業箇所：塩見川、由良川、加茂川等
(河川砂防課)

○河川維持修繕事業

河床に堆積した土砂を取り除き、河床や河岸に繁茂した雑木・水草等の除去を行い、河川の機能維持に努める。
(河川砂防課)

○海岸保全事業

海浜部に護岸、突堤、離岸堤、人工リーフ等を施工し、波浪等による海岸の侵食を防止する。

- 平成13年度事業箇所：福部海岸
(河川砂防課)

○海岸侵食対策事業

波浪等による海岸の侵食を防護し、もって国土保全をするとともに背後の地域住民の財産の保全に資する。

- 平成13年度事業箇所：
赤崎港海岸（八橋地区）、泊漁港海岸、羽合漁港海岸
(空港港湾課、漁港課)

○海岸環境整備事業

海岸の侵食を防止するとともに、良好な砂浜、沿岸域の環境とそこに生息する野生生物の保全に努め、憩いの場としてふさわしい海

浜として整備する。

- 平成13年度事業箇所：北条海岸
大栄海岸

国土保全と調和のとれた親水性のある海岸空間を創出するため、離岸堤（潜堤）及び遊歩道の整備促進を図る。

- 平成13年度事業箇所：鳥取港海岸
網代漁港海岸
(河川砂防課、空港港湾課、漁港課)

○砂防事業

渓流の侵食、土石流の流下防止を図り、下流域の安全を確保するとともに、渓流の良好な環境を保全する。

- 平成13年度事業箇所：谷川、田曾谷川、鍛冶屋谷川、柳谷川等
(河川砂防課)



砂防事業（谷川）

○団体営水環境整備事業

農業利用施設の保全管理又は整備と一体に施設の有する水辺空間を利用した生活環境の整備あるいは、農業水利施設の持つ地域用水機能を支える組織とその活動を支援しながら機能増進のための整備を行う。
(耕地課)

○県営ため池等整備事業

農地、農業用施設等の災害を未然に防ぐため、ため池等整備補強を行う。
(耕地課)

○磯場環境改善調査事業

海藻の減少等、磯場の荒廃要因を検討し、アラメ（大型多年性海藻）の移植等による磯場再生技術を開発する。また、効果的な藻場造成手法を確立するため、試験構造物の設置を行う。
(水産課)

第2節 多様な自然環境の保全と生物多様性の確保

【1 「貴重な自然」と「身近な自然」の保全】

(1) 「貴重な自然」の保全

「自然公園法」、「鳥取県立自然公園条例」、「鳥取県自然環境保全条例」等に基づき、生態系の核としての貴重な自然環境を維持していくとともに、保護管理や学術研究、自然体験・学習等の自然ふれあいの場としての利用など、必要な条件整備を図る。

ア 自然公園

(ア) 自然公園の保護管理

自然公園については、「自然公園法」及び「鳥取県立自然公園条例」に基づき、行為の許認可等に係る指導や現地の巡回指導によって、その適切な保護管理を図る。

(イ) 鳥取砂丘の景観保全

鳥取砂丘においては、「鳥取砂丘景観保全事業計画」(平成10～12年度)に基づき、県・鳥取市・福部村・環境庁から構成する「鳥取砂丘景観保全協議会」が主体となり、景観保全に必要な除草や除間伐をモニタリング調査を行いながら実施するとともに、風向・風速調査、ボーリング調査など砂丘の景観保全のための調査を継続して実施する。

また、新たに集積した砂を風上側の侵食箇所に移動し、その堆積状況の追跡調査を行う。さらに、除草等に係るボランティアの導入について研究する。

(ウ) 大山の頂上保全

大山においては、「大山の頂上を保護する会」をはじめ多くの人々と関係機関が一体となって大山頂上の植生復元と崩壊防止に係る対応を実施してきた。その結果、徐々に植生が回復しつつある。今後、その成果を継続的に保つため、平成13年度も「大山の頂上を保護する会」の活動に協力していくこととしている。

(エ) 自然公園の環境美化

自然公園内の主要利用地においては、利用者による空き缶等廃棄物が各所で問題となっているため、自然公園の環境美化について普及啓発を行うとともに、自然公園美化管理財団の美化清掃

活動に対して助成を行う。

また、自然保護関係団体・地域住民・関係行政機関等が一体となった美化活動として、大山地域においては春と秋の各1回、山陰海岸地域においては春と秋の各1回と8月の第1日曜日に実施する。

イ 県自然環境保全地域

「鳥取県自然環境保全条例」に基づく県自然環境保全地域について、新たに2地域の追加指定を行うとともに、これに係る制札板(2基)の設置等、保全のための啓発を行う。

また、「菅野県自然環境保全地域」の「野生動植物保護地区」については、陸地化・草原化の原因となっている植物の除去等の保全管理に必要な木道の設置事業を実施する。

ウ 貴重なビオトープの保全・再生

希少な野生動植物が生息・生育する湿原・草原・湿地等の「貴重なビオトープ」の保全・再生を図るため、これに取組む地域団体等を支援する事業(ビオトープ保全・再生事業)を新たに実施する。

エ 貴重な自然地域の学術調査

貴重な自然が残されている三国山、高鉢山、高山、鷲望山など西因幡から三朝町東部にかけての山岳地域を中心とする一帯の自然環境について、学術的調査を行う。
(景観自然課・環境政策課)

○みんなの大切な自然公園(国定・県立)監視指導事業

国定公園及び県立自然公園内において、自然公園監視員を設置し、希少野生植物の違法採取の監視、歩道等公園利用施設の管理状況の巡視等を行う。
(景観自然課)

(2) 「身近な自然」の保全・再生

農村や市街地などの「身近な自然」については、開発等による自然への影響を極力少なくするとともに、本来身近にいる野生動植物の生息・生育の保全とその適正な管理を図りながら、生物生息空間の保全・創出に努める必要がある。

このため、メダカ・ホタル・カブトムシ等の身近な生きものが棲む自然環境づくりに取組む地域住民団体等を支援する事業(「ビオトープ保全・再生事業」)を昨年度に引き続き実施する。
(環境政策課)

【 2 生物多様性の確保と 野生生物の保護管理 】

(1) 生物多様性の確保

生物の多様性は、人々の生存基盤である自然生態系を健全に保持し、生物資源の持続可能な利用を図る上で重要であるため、自然環境保全基礎調査(環境庁委託調査)の一環として、生物多様性調査（中・大型哺乳類）を引き続き実施する。

また、平成10～12年度に行った野生生物生息実態調査の結果に基づき、「鳥取県版レッドデータブック」を作成し、配慮すべき希少野生動植物の情報提供及びその保護に係る普及啓発を行う。
(環境政策課)

○全国野鳥保護のつどい開催事業

「全国野鳥保護のつどい」の開催を通じて、人間と野鳥が共生できる豊かな自然環境を守り、育み、次の世代に継承することの重要性について県民の理解を深める。

(森林保全課)

第3章 快適な環境の保全と創造

第1節 自然環境と調和した生活空間の創造

【1 親しみやすい水環境の保全と創造】

○水環境の保全対策（名水保全の集い）

身近にある良好な水環境の保全と活用を通じて、地域住民の水環境保全意識を啓発するため、鳥取県水環境保全市町村連絡協議会が隔年で開催する「名水保全の集い」の活動を支援する。・次回平成14年度開催

(環境政策課)

○海水浴場整備促進指導

海水浴場を健全なレクリエーションの場とし、水難事故等のない快適な場とするため、関係機関と連絡会議を開催するとともに、海水浴場の実情把握と現地指導を行う。

(環境政策課)

【2 豊かで多様な緑の保全と創造】

○港湾環境整備事業（緑地）

港湾利用者や来訪者にとって快適な港湾空間を創造するため、境港外港昭和北地区の港湾緑地を整備する。

親水性のある快適で潤いのある空間の創造と災害時の避難場所確保のため、鳥取港西浜地区の港湾緑地を整備する。

(空港港湾課)

○海岸侵食対策事業（植栽）

泊漁港海岸における、背後集落への飛砂、飛沫を防ぐとともに、潤いのある海岸環境の形成を図る。

(漁港課)

○都市公園の整備

(第3部第2章第1節の3参照)

(都市計画課)

○花と緑のまちづくり推進事業

県民からの声が高い「花と緑のまちづくり」を推進するために、県民一人ひとりの積極的な参加と協力を得て、県・市町村・県民が一体となった都市緑化推進施策を展開する。

(都市計画課)

○緑・木とのふれあい推進事業

県民総参加による緑づくりの機運を醸成し、豊かな緑に包まれた潤いのある県土づくりを推進するため、森林や緑の働き・大切さを普及啓発する。(林政課)

【3 良好的景観の保全と創造】

(1) 景観形成の総合的推進

○景観形成施策の総合的な推進及び自発的な景観形成活動の促進

「鳥取県景観形成条例」を基に、景観形成施策の総合的な推進と自発的な景観形成活動の促進を図ることにより、良好な景観の保全と創造に努める。

ア 大規模行為の届出指導

大規模な建築物や工作物の新築、増改築等、物品の集積、土石の採取等の行為(景観形成地域内の行為を除く。)の届出について、優れた景観の形成を推進するために、景観上の審査、指導を行う。

イ 景観形成地域の指定と特定行為の届出指導

景観形成地域における景観阻害物件の撤去・修景などの景観保全対策を推進するとともに、当該地域における建築物や工作物の新築、増改築等、木竹の伐採等の特定行為について、景観上の審査、指導を行う。

ウ 公共事業の景観形成

公共事業における景観形成を推進するため、次の事業を行う。

(ア) 景観シミュレーション研修の実施

(イ) 3次元景観シミュレーションデータの作成

エ 景観アドバイザーの設置

条例の規定に基づく届出に対して知事が行う指導、その他景観形成の推進について専門的視点から意見を聴くため、景観アドバイザーを設置する。

・設置数：12人

オ 景観形成地域の景観保全

大山景観形成地域及び沿道海浜景観形成地域を重点的に景観阻害物件の撤去・修景等景観保全対策を推進する。

カ 景観形成巡視員の配置

特定行為及び大規模行為の確認や無届行為発見のため、各市町村に景観形成巡

視員を配置する。

- ・配置数：42人

キ 景観づくり推進員の配置

県土を美しく快適にする活動を全県的に広め、県民運動として展開していくため、各市町村に、地域での景観づくり活動をリーダーとなって推進していく「景観づくり推進員」を配置する。

- ・配置数：209人

(市：地区公民館単位、町村：旧町村単位)

ク 景観づくり推進員活動奨励事業

景観づくり推進員が中心となり、座談会、勉強会等を開催し、住民とともに進める景観づくり活動に対して補助する。

- ・対象経費：種苗・肥料及び資材などの購入費、燃料費、印刷製本費、機械などの借上料、講師謝礼
- ・補助限度額：推進員1人当たり4万円（参加人数50人以下）～8万5千円（801人以上）
- ・補助率：1／2以内
- ・平成13年度予算：5,345千円
(補助金)

ケ 快適空間形成促進事業

市町村景観形成計画・その他地域づくりに関する計画に基づき、市町村、県民及び事業者が実施する快適な県土空間を創出するための施設・設備整備事業に対して補助する。

- ・対象経費
工事請負費、設計委託費など
- ・補助限度額
1事業当たり5,000千円
- ・補助率：1／2以内
- ・平成13年度予算：35,000千円
(補助金)

コ 21世紀へ引き継ぐ鳥取の景観保全・継承事業

21世紀に引き継ぐべき景観として県内100景観を「伝えたいふるさと鳥取の景観」に選定し、その景観にかかる住民の景観保全・継承活動を支援していくことにより、県、市町村、住民が一体となって保全、継承に取組んでいくという意識を高める。

(ア) 「伝えたいふるさと鳥取の景観」の写真コンテスト

- ・募集期間

平成13年5月1日～11月30日

(イ) 「伝えたいふるさと鳥取の景観」紹介ツアーア

・県内東・中・西部で各1回ずつ解説付きで景観を紹介するバスツアーを開催

(ウ) 住民の景観保全・継承の取組みに対する支援

- a 補助金による住民活動の助成

・事業主体：自治会、町内会、まちづくり協議会等

・対象経費：保全・継承活動に関するソフト事業

・補助限度額：

1事業当たり500千円

・補助率：1／2以内

・平成13年度予算：5,000千円
(補助金)

b 景観アドバイザーの派遣による指導、情報提供等
(景観自然課)

○屋外広告物対策事業

屋外広告物の現地調査、違反物件及び掲出者不明物件の除却等を行い、良好な都市景観の形成、自然景観の保全を推進する。

(都市計画課)

○電線共同溝整備事業

快適で災害に強い都市をつくるため、「新電線類地中化計画」に基づき、電線等の地中化を進める。

・平成13年度事業箇所：引き続き国道180号、県道皆生西原線（米子市）、県道田島片原線（鳥取市）で電線類の地中化を進める。
(道路課)

○鳥取県環境美化の促進に関する条例の推進

「鳥取県環境美化の促進に関する条例」の趣旨に沿って、美しく快適な生活環境づくりを推進していく。

- ・空き缶等が散乱し、又は散乱する恐れがあり、特に環境美化を計画的に進める必要がある地区を「環境美化促進地区」として指定しており、平成12年度には全市町村に最低1か所の促進地区が指定済である。(全部で56地区)
- ・各市町村、道路又は河川管理者等で組織する「鳥取県散乱ごみ対策推進協議会」では、協議会としての散乱ごみ対策のテーマを定め、各会員がそれぞれの立場で取組みを進めていく。

(循環型社会推進課)

○美化美化ふるさと創出事業（市町村緊急雇用特別基金事業）

民有地及び県有地に投棄された投棄者不明の不法投棄物を撤去、処理し、県内の環境美化を促進するとともに、撤去した廃棄物の中から資源ごみを選別、回収することにより、ごみの再資源化を図り、併せて、地域の雇用・就業機会の創出を図る。

（循環型社会推進課）

○不法投棄未処理事案解決プロジェクトの推進

従前からの県内における廃棄物不法投棄未処理事案を抱えている各市町村に先攻解決部隊を編成して出向き、問題を解決することにより、県民の期待に応える行政、住み良い環境づくり及び不法投棄の再発防止等を図る。

（循環型社会推進課）

○海岸漂着物対策の推進

市町村が原則として住民の参加・協力を得て、計画的に年4回以上海岸の漂着廃棄物及び海浜地の廃棄物収集、運搬及び処分を行う場合、県が財政的支援を行う。

（循環型社会推進課）

○観光地美化等事業（市町村緊急雇用特別基金事業）

市町村が取組む様々な観光振興のための事業に対し助成を行う。

（観光課）

○鳥取砂丘の一斉清掃

鳥取市が中心となり、春と秋の年2回、砂丘の一斉清掃を行う。

（景観自然課）

○大山の一斉清掃

（財）自然公園美化管理財団が中心となり、春と秋の年2回、大山の一斉清掃を行う。

（景観自然課）

【 4 歴史的・文化的環境の保全と整備】

○地域民俗芸能再生事業

県指定民俗文化財の後継者育成に意欲的な保存団体に対して、助成及び支援をし、地域の民俗芸能の保存伝承を図る。

（文化課）

○倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区保存整備事業

倉吉市打吹玉川伝統的建造物群が国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されたことに伴い、倉吉市の保存計画に基づいて行われる

保存修理事業等に対し助成を行う。（文化課）

○青谷上寺地遺跡保存活用事業

遺跡の情報発信を行うとともに、遺跡を有効に保存活用するため、遺跡の範囲・内容を明らかにする。

また、出土品の保存処理・整備復元を行う。（文化課）

○国史跡妻木晩田遺跡保存活用事業

遺跡の保存活用方策の検討を行うとともに、遺跡の初期整備を行う。

また、遺跡の情報発信の取組みを強化し、多くの人に支えられた遺跡を目指す。

（文化課）

第2節 人と自然とのふれあいの確保

【 1 人と自然とのふれあいの推進】

（1）自然公園等の整備

○自然公園等の整備

「日本百名山」の一つである国立公園大山において、利用者の増加、集中にともない荒廃している登山道の整備を行うとともに、手軽に豊かな自然、歴史・文化とふれあえる中国自然歩道（僧兵コース）の整備を行う。

国立公園浦富海岸の自然景観を快適かつ安心して楽しんでもらえるよう鴨ヶ磯への道の整備とトイレの設置を行う。

また、日野町が行う奥日野県立自然公園である滝山公園等の災害復旧工事について助成を行う。

（景観自然課）

○ふれあい・やすらぎ温泉地整備事業

岩美町が行う、岩井温泉の自然、歴史・文化にふれあう拠点となる「岩井温泉ふれあい温泉センター（仮称）」の整備に対して助成を行う。

（景観自然課）

（2）ふれあい機会の充実

○自然観察会等の開催

大山、山陰海岸及び氷ノ山において、それぞれ大山自然科学館、山陰海岸自然科学館及び氷ノ山自然ふれあい館“響きの森”を拠点として、動物、植物、地形・地質等を観察しながら自然にふれあう自然観察会や登山観察会を開催する。

さらに、氷ノ山自然ふれあい館では、草花・木の葉・木の実・木材など自然の素材を使った体験創作教室及びポニーに乗って若桜町つくよね周辺を散策するポニートレッキング教室を開催する。
(景観自然課)

表 3-3 自然観察会・体験創作教室・自然体験リーダー養成・実践講座等の実施計画

区分	場所	時期	日数
一般観察会	大山	5・7・8・10月	30日
	山陰海岸	7・8月	5日
	氷ノ山	4～3月	25日
登山観察会	大山	7月28日	1日
	氷ノ山	6・7・8・10・11月	5日
体験創作教室	氷ノ山	4～3月	34日
ポニートレッキング教室	氷ノ山	4～10月	10日
養成講座	わかさ氷ノ山自然ふれあいの里	6月23～24日	2日
実践講座	わかさ氷ノ山自然ふれあいの里	8月25～26日	2日

○とっとり花回廊管理運営事業

全国最大級のフラワーパークとして県民に花と緑にあふれる憩いの場所を提供とともに、四季の彩りを鮮やかにするため、野生ユリの群落の育成、山野草の充実を図る。

(生産振興課)

○木のある暮らし創出事業

木材の良さを広く普及するため、森林組合等が行う講演会等普及啓発活動に助成することにより、県産材の需要拡大を図る。

(林政課)

○とっとり出会いの森管理運営事業

県民が気軽に森林・緑とふれあい、幅広く利用できる森林公園として、「とっとり出会いの森」の管理運営を行う。

(林政課)

○森林ボランティア推進事業

森林ボランティア団体「森っ子倶楽部」の活動に対する支援と、各森林ボランティア団体の活動拠点の整備及びボランティアリーダーの養成を行う。

(林政課)

○緑・木とのふれあい推進事業

県民の緑に対する理解と植樹及び育樹意識のさらなる高揚を図るために、鳥取県植樹祭、森林のめぐみ感謝祭等を開催する。

(林政課)

○水と森林の普及啓発事業

県民に、森林の持つ公益的機能について普及啓発するため、シンポジウムや公開講座を開催する。

(林政課)

○ふれあい牧場整備事業

鳥取放牧場をふれあい牧場として整備する。
・牧場広場の整備

(畜産課)

【 2 温泉の保護と活用 】

本県には、10温泉320源泉の温泉が存在し、毎年500万人を超える人々が訪れている。温泉は、観光や保養等の重要な基盤となっており、温泉の保護とその適切な利用を図っていくことが重要である。

(1) 温泉の保護

○温泉の保護

温泉は限られた天然資源であり、温泉資源を有効かつ持続的に活用していくことが重要である。

このため、引き続き県内の源泉の状況調査を実施するとともに、温泉の掘削や動力装置の設置等の許可等に当たっては、審議会の審議を経て、的確な対応を行う。

また、温泉の有効利用のため各温泉地における源泉の集中管理などを推進する。

(環境政策課)

(2) 多様な温泉の活用

○多様な温泉の活用

県内において、温泉は主に観光・保養温泉として旅館・保養所等で浴用に利用されているほか、一部には高齢者保健福祉施設・住宅団地等の浴用あるいは花き栽培等の農業用として利用されている。

県内の源泉の4割弱を占める未利用源泉の有効利用と、利用源泉の適正利用及び高度利用を図る。そのための情報提供として、県内の温泉の分布、泉質等をまとめた温泉基礎情報マップを作成する。
(環境政策課)

○いなば温泉郷による広域連携体制の確立

いなば温泉郷の共同連携を確立するとともに、ホームページ等の情報発信を行い、温泉郷の魅力アップとPRを行う。

(観光課)

○とっとり梨の花温泉郷による広域連携体制の確立

とっとり梨の花温泉郷の共同連携を確立するとともに、新たな温泉郷のイメージを創造して、観光と連携したまちづくりを行う。

(観光課)

○ふれあい・やすらぎ温泉地整備事業

(第3部第3章第2節の1 (1) 参照)

(景観自然課)

第4章 すべての主体の参加による行動

第1節 自主的な活動の推進

【1 各主体の協力連携体制の整備】

○県民・企業・NPO・行政のパートナーシップ

環境保全、まちづくりなど、地域の住民の関心が高まっており、市町村の事業についても、住民参画の事業が今後増加すると思われる。

県は、情報提供、人材の育成、活動団体の課題解決のためのフォーラムなど、ボランティア活動の推進を図っているが、環境保全活動を行う団体は、分野別登録ボランティア団体延べ、892団体のうち、103団体(11.5%)となっており(平成12年度)、環境保全に取組むボランティア団体は増えている。

地球環境問題は、住民の生活に深く係わっていくものであり、限られた自然環境を大切に維持していくこともさらに大きな課題となつてきている。

これには、県民やNPO、企業がそれぞれの立場から環境保全に対する高い意識を持って取組むとともに、お互いのパートナーシップを図りながら、さらに対行政とも協力連携して取組むことが望まれる。

また、地球全体の問題として、地域を越え、各国との協調と連携のもと、課題解決に向けて行動していく必要がある。

(県民活動推進課)

【2 県民・事業者・行政の 自主的取組の推進】

○NPOの取組

平成10年12月の特定非営利活動促進法の施行に伴い、より公益的、組織的な活動をめざす特定非営利活動法人(NPO法人)の数が増えてきている。

平成13年5月現在、県内で、環境問題の取組みを掲げているNPO法人は、7団体(平成12年度末は5団体)がある。

(県民活動推進課)

○国際環境規格認証取得モデル企業育成支援事業

国際環境規格(ISO14001)認証取

得の取組みを実施する県内中小企業に対し、経費の一部を助成するとともに、人材養成のためのセミナーを開催し、普及啓発・人材育成を図る。
(工業振興課)

表3-4 補助内容

区分	内容
対象者	県内に事務所又は事業所を有する中小企業者
対象経費	コンサルタント料、登録審査料
補助率等	3分の1以内の額(上限1社あたり100万円)

【3 行政の率先行動及び ISO14001の推進】

○環境にやさしい県庁率先行動事業

県における省資源、省エネルギー、リサイクル等を目指した取組みを推進するとともに、県内の市町村等へ普及啓発する。

- ・行動計画の対象
県の全機関が事業所として行う事務
- ・計画の期間
平成10～14年度
- ・計画の推進方法
数値目標を設定し、環境マネジメントシステムの手法
計画(P L A N)、実行(D O)、点検(C H E C K)見直し(A C T I O N)
を取り入れた進行管理を行う。

(環境管理推進課)

○グリーン購入への取組

平成13年7月に、「鳥取県グリーン購入基本方針」を策定し、県における物品等の調達に当たっては、環境配慮商品を優先購入する。

1 対象分野・対象範囲等

基本的には、従来、物品購入で考慮してきた価格や品質に加え、環境負荷の低減を考慮する。

- ・対象分野：14分野
- ・対象範囲：県の全ての機関
(225機関)
- ・推進体制：「環境にやさしい県庁率先行動計画」と同様とする。

表 3-5 環境にやさしい県庁率先行動計画の数値目標（平成 14 年度最終）

a グリーン購入の推進
<ul style="list-style-type: none"> 古紙配合率 100% のコピー用紙の利用割合を 100% とする。 特殊なものを除き、外注印刷物の古紙配合率 70% 以上の再生紙の利用割合を 100% とする。 14 分野の特定調達品目について、判断基準を作成し、毎年、分野毎に調達目標を設定する。
b 二酸化炭素排出量の削減
事務の実施や庁舎管理に伴い排出される二酸化炭素を、平成 14 年度予測発生量から 5% 以上削減する。（平成 14 年度予測発生量 25,760 t）
c 廃棄物の減量化
廃棄物の実施に伴い排出される可燃ごみについて、リサイクル等により平成 10 年度の発生量から 50% 以上削減する。

2 平成 13 年度の取組

14 分野、131 品目について判断基準を作成し、分野毎に調達目標を設定して取組む。

表 3-6 平成 13 年度に重点調達する物品と目標

分野	特定調達品目	品目数	調達目標
紙類	コピー用紙、トイレットペーパー等	9	98%
納入印刷物	納入印刷物	1	98%
文具類	シャープペン、のり等	77	100%
事務用機器類	いす、机、棚等	8	100%
OA 機器	コピー機、電子計算機等	7	100%
家電製品	冷蔵冷凍庫、エアコンディショナー等	6	100%
照明	蛍光灯照明器具、蛍光管	2	100%
自動車	低公害車・低燃費車かつ低排出ガス車	1	80%
制服・作業服	制服、作業服	2	100%
インテリア・寝装	カーテン、カーペット、毛布	3	100%
作業用手袋	作業用手袋	1	100%
設備	太陽光発電システム、太陽熱利用システム	2	注1
公共工事	パーティクルボード、再生骨材等	11	注2
役務	エコ車輌設備	1	モデル的に 38 台
計 14 分野		計 131 品目	

注 1 本庁舎 10 kW 程度、衛生研究所 20 kW の太陽光発電システム

衛生研究所 22.92 平方メートルの太陽熱利用システム

注 2 鳥取県公共事業環境配慮指針の運用に合わせ積極的に推進し、今年度は調達実績の把握に努め、次年度以降目標を設定する。

○実践とっとり！グリーン購入推進事業

ア とっとりグリーン購入ネットワークの構築
企業、県民、N G O 、市町村等で構成

したネットワーク組織を構築することによって、生産者と消費者の環境配慮の視点の融合を図りながら、グリーン購入の進めやすい環境を整備する。

イ グリーン購入フォーラムの開催（環境フェスタ21＆ほうきリサイクルフェアと同時開催）

「グリーン購入」への取組みの契機とするため、学校やPTAを対象とした講演や事例発表、意見交換を行うとともに、エコ文具などの展示会を併せて開催する。

ウ とつとりグリーン購入ガイドブック

グリーン商品等を掲載した冊子を作成・配布し、学校のグリーン商品化を進める。

（環境管理推進課）

○ ISO14001推進事業

平成12年度に認証を取得した鳥取県環境管理システムの維持を行うとともに、鳥取県版環境マネジメントシステム認定制度の創設、ISO14001認証取得ガイドの作成による認証取得支援など、市町村・事業者等の環境配慮を推進する。

また、対象組織に企業局、病院局、教育委員会事務局（以上3機関は地方機関を除く）、監査委員事務局、人事委員会事務局、地方労働委員会事務局、県議会事務局を加え、拡大認証取得を目指す。

（環境管理推進課）

【4 普及啓発・広報】

○環境フェスタ21＆ほうきリサイクルフェアの開催

環境問題を県民が共通認識し、環境に対する取組みの機運を高めるとともに、県民の意識の高揚を図ることを目的として、こどもを中心とした県民参加の『環境フェスタ21＆ほうきリサイクルフェア』開催する。

- ・時 期：平成13年10月上旬
- ・場 所：倉吉未来中心（倉吉市）
- ・内 容：こどもエコクラブ活動発表会、グリーン購入フォーラム、リサイクルマーケット、グリーン商品フェア、エコ体験コーナー、低公害車展等

（環境管理推進課）

○リサイクルフェアの開催

企業、商店出店による文具、日用雑貨等の再生品見本市、住民参加のフリーマーケット等リサイクルをテーマとした催しを開催する。

- ・時 期：平成13年10月27日（土）～28日（日）

・場 所：鳥取産業体育館

（循環型社会推進課）

○環境の日及び環境月間

環境基本法においては、6月5日を「環境の日」と定め、環境省は6月を「環境月間」と提唱している。本県においても、この趣旨に沿って市町村及び各種関係団体の協力のもとに各種行事を行う。

【県実施事業】

- ・環境月間中の廃棄物不法投棄防止対策
保健所管内で「産業廃棄物不法投棄事案処理対策連絡協議会」を開催するほか、警察、不法投棄監視員との合同パトロール、その他広報活動等を行う。
- ・「エコショップ協議会」の開催
- ・氷ノ山自然観察会の開催
（6月3日、17日、24日）
- ・自然体験リーダー養成講座の開催
（6月23～24日）

自然体験教室などで自然そのものを教材にした自然体験プログラムを企画、実施する自然体験リーダーを養成する。

- ・広告塔（県内4箇所）その他マスコミ等による啓発

【市町村の事業】

よなごし環境フェア2001（6月10日、米子市児童文化センター等、米子市主催）のほか、各市町村において環境美化運動、資源回収等が行われる。

（環境政策課）

○地球温暖化防止月間及び大気汚染防止推進月間

平成10年6月に制定された「地球温暖化対策推進大綱」により、毎年12月は「地球温暖化防止月間」として全国的な地球温暖化防止に関する広報活動が行われている。本県でも、次の取組みを行う。

- ・地球温暖化対策推進連絡会議の開催
- ・テレビスポット（30秒）
- ・駅前広告塔

また、環境省を中心に「大気汚染防止推進月間」に各種啓発活動を行っているが、本県においても連携を取りつつ大気環境の保全に関する啓発活動を進める。

（環境政策課）

○環境美化促進月間

県民の環境美化促進に対する関心と理解を深め、環境美化活動を県民運動として展開するため、9月及び10月を「環境美化促進月間」及び10月第1週を「環境美化強化週間」として、持ち帰り用ごみ袋の配布、各種媒体の活用等による県民への普及啓発を行うとともに、市町村、各種団体と連携をとりながら

全県的な美化運動を展開する。
(循環型社会推進課)

第2節 環境教育、環境学習の推進

【 1 環境教育・学習体制の整備 】

(1) 環境教育・学習リーダーの養成

○環境教育推進事業

ア 環境教育・学習指導者研修会の開催
地域における子どもを中心とした環境教育・学習に関わる方々を対象に、指導方法や環境観測キットの活用方法等を研修するとともに、自由な意見交換等を通じて互いの交流を図り、ネットワークづくりに資する。(5月24、29、30日、鳥取、倉吉、米子)

イ こども交流会(エコキャンプ)の開催
環境活動に取組むこども達が、自然の中で遊びながら学ぶとともに、互いに楽しく交流する。併せて、指導者同士の交流を図り、環境教育のネットワーク作りに資する。

(7月24～25日)

氷ノ山自然ふれあい館)

エ 環境教育・学習アドバイザーの創設
こどもエコクラブ及び学校、一般などにわたる環境学習の主催者からの要請に応じ、現場に出向き、体験型及び実践型の学習をサポートすることを目的とする。

オ こどもエコクラブ活動の支援
こどもエコクラブの活動の活発化を図るために、クラブ員等へエコ文具を交付する。また、活動の安全を期するため保険に加入する。

(環境管理推進課)

○環境教育の学校教育活動の中への位置付け

環境保全や、よりよい環境の創造のために、環境教育を学校の教育活動の中に位置付け、主体的に行動できる態度と能力を育成するとともに、系統的な指導が出来るよう指導計画を作成する。

また、指導内容や指導方法についても計画的に教職員の研修を行っていく。

(小中学校課、高等学校課)

(2) 環境教育・学習ネットワークの整備

○環境教育推進事業

「鳥取県環境教育・学習推進会議」を開催し、環境教育・学習用小冊子のほか今後の環境教育・学習の進め方についていろいろな立場から幅広い意見を聞く。

(環境管理推進課)

(3) 環境教育・学習関連の情報システム、教材の整備

○環境教育推進事業

ア エコフレンドづくり
郡家・根雨の保健所支所に環境観測キットを整備し、貸し出し及び使用方法の指導、プログラム作りを行う。

イ こども環境ライブラリーの整備
小学校高学年向けの副読本を作成し、全小学校に配布する。

(環境管理推進課)

【 2 環境教育・学習活動の推進 】

(1) 環境教育・学習の推進

○環境教育・学習セミナーの開催

県民を対象に、鳥取環境大学等の先生による環境をテーマにしたセミナーをシリーズで開催し、21世紀の環境問題等について学習する。

(環境管理推進課)

○ごみと遊ぼうイン夏休みの開催

小学生高学年を対象にごみを出さない生活様式の実践、日常生活の中で行うごみの適正な扱い方(分別排出等)の実践等ごみについて考え、体験する学習塾を開催する。

(1泊2日、東郷町他)

(循環型社会推進課)

○児童生徒による「ふるさとクリーン・クリーン活動」

すべての公立学校の児童生徒が、学校が所在する市町村の海岸、河川、公園、道路などの公共的場所の清掃活動等を行う。

(小中学校課)

(2) 環境保全活動の支援

○エコ普及活動支援事業

環境保全団体などが実施する環境問題に対する普及啓発活動に対して支援を行う。

(環境管理推進課)

第5章 地球環境保全に向けた活動の推進と国際交流

【1 地球温暖化防止対策の推進】

○地球温暖化防止推進事業

地球温暖化防止対策の推進のためには、事業者、県民及び行政がそれぞれの立場から主体的に取組みを行うことが必要であるとともに、効果的な取組みの推進のためには業界団体等を始めとした各種団体と連携を図ることが必要である。

平成10年10月に公布された地球温暖化対策推進法においては、事業活動や日常生活からの温室効果ガスの排出抑制が事業者及び国民の責務として定められたところであり、事業者及び県民の責務の趣旨を踏まえながら平成11年3月に策定した「鳥取県地球温暖化防止推進計画」に盛り込んだ取組みの促進を図るため、次のとおり各事業を実施する。

ア 県民の取組の促進

(ア) 鳥取温暖化マップ作成

地球温暖化の影響を身近な例で示し、地球温暖化防止に対する意識啓発を図る。

(イ) エコキャラバン

地球温暖化防止計画のための取組みの実践講座を開催する。

(ウ) みんなでつけよう環境家計簿鳥取県版の普及

イ 事業者の取組の促進

(ア) 各推進連絡会議の設置

・地球温暖化対策推進行政連絡会議

県と市町村で構成する連絡会議を設置し、市町村の実行計画の策定を促進するとともに、県と市町村の連携のもとに県民及び事業者に対する普及啓発の促進を図る。

・鳥取県地球温暖化対策推進連絡会議

県と業界団体で構成する連絡会議を設置し、業界ごとの自主的な取組みの推進を図る。

(イ) 各種広報媒体の活用

啓発用ビデオや県政だより等を活用した普及啓発を行う。

(ウ) 低公害車の活用

平成10年度に導入したハイブリッド自動車（環境政策課）を活用し、展示や利用を通じて普及を図る。

(エ) 省資源・省エネルギー運動

・鳥取県地球環境問題連絡会議

省資源・省エネルギー活動をはじ

めとした地域に根ざした地球環境保全活動の県民・事業者・行政が一体となった推進を期するため、普及啓発等について協議を行う。

・エコキャラバン

キャラバン方式（共催を希望する市町村・団体を巡回）により、環境NGOを講師とした地球温暖化防止、省資源・省エネルギー活動のための実践講座を県内5カ所で開催する。

ウ 計画のフォローアップ

県民・事業者の取組み状況の把握のため、アンケート調査を実施する。

エ 地球温暖化防止アクションプログラムの作成

民間企業や県内市町村、一般県民が地球温暖化防止に取組んでいくきっかけや誘発するような行動計画（アクションプログラム）を作成する。

（環境政策課）

○炭素吸収源データ収集システム開発事業

京都議定書において温室効果ガスの削減目標履行のため、森林の炭素吸収量についてのデータを整備する。

本県においては、調査地を5箇所設定し、立木調査、下層植物生調査等を行い、バイオマス量を測定する。

（林政課）

○新エネルギー導入促進事業

新エネルギーについての理解を深め、その積極的な導入を推進するため次の事業を行う。

ア 市町村への補助

新エネルギーを導入する市町村に対して補助金を交付する。（平成13年度は泊村の風力発電）

イ 新エネルギーフェアの開催

新エネルギーに関する事例発表会、工作教室、講演会、展示会を開催する。

ウ 太陽光発電システムの導入

県庁前緑地に太陽光発電システム（出力10kW）を設置し、県庁に電力を供給する。

エ クリーンエネルギー自動車の導入

従来型の車と比較して二酸化炭素などの排気ガスの発生量が少ない天然ガス自動車を導入する。

（工業振興課）

○風力発電開発調査事業

環境負荷の少ない石油代替エネルギーの導入促進が重要となってきており、風力エネルギーの導入は、地球環境の保全に大きく貢献するものであるため、風力発電開発のための適地調査（風況調査）を行う。

（企業局電気課）

○ノーマイカーデー運動の推進

全県的な取組みとして、より多くの方に参加していただけよう、引き続き県民へのPR活動に力を入れるとともに、公共交通機関の利便性を高めることによりノーマイカーデーの実施率の向上に努める。（交通政策課）

○時差出勤への取組

鳥取都市圏の交通渋滞緩和策として、民間企業の協力を得て時差出勤の試行を実施し、平成14年度以降の恒久施策の可能性を探り、もって交通渋滞緩和に伴う環境負荷低減に寄与する。

時期：平成13年10月22日（月）
～11月2日（金）

参加者：約2,800人（都市計画課）

○環境共生モデル住宅団地整備事業

環境と共生する住環境、住宅、住生活を普及・啓発するため、エネルギー、資源、廃棄物などの観点から「環境への負荷の低減」「周辺環境との調和」「居住環境の健康・快適性」を目指した人や地球にやさしいモデル住宅団地を整備する。

① 赤崎団地

- （事業主体：鳥取県住宅供給公社）
- ・計画戸数：238戸
 - ・場所：赤崎町赤崎
 - ・面積：約13.2ha
 - ・期間：平成12～14年度
 - ・平成13年度事業内容：
環境に配慮した団地の一期工事の実施
（住宅環境課）

○環境共生住宅推進事業

環境共生住宅（地球環境を保全するため、省エネルギー・省資源・廃棄物処理のことなどを考えた自然環境と住宅及び周辺環境）県営住宅夕日ヶ丘団地（仮称）の第1工区の施工と第2工区の実施設計を行う。

（住宅環境課）

○住まいづくり21推進事業（住生活ビジョンの普及、シックハウス・環境共生住宅の研修）

新しい時代に対応した鳥取県の住宅及び住生活のさまざま提案を行う住生活ビジョンの中で、シックハウス対策及び環境共生の向上を推進し、住宅建設資材から発生する化学物質による健康への影響や、地球規模での環境問題に対するエネルギー、省資源、リサイクル、家庭廃棄物対策などの観点から、人や環境への悪影響を無くし、周辺の環境と調和した住み心地の良い住まいづくりを進めるために、消費者及び住宅生産者に普及・啓発の研修会を行う。（住宅環境課）

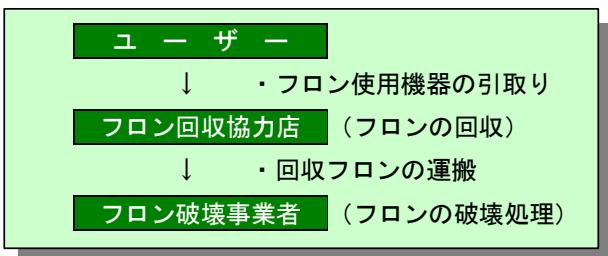
【 2 オゾン層保護対策の推進】

○フロン回収対策の推進

オゾン層破壊原因物質であるフロン類使用製品を扱う各業界におけるフロン回収対策について、有識者、関係機関代表等で構成する協議会で協議・検討していくとともに、家電リサイクル法の本格施行やカーエアコン及び業務用冷凍空調機器のフロン回収を義務付ける法律の動きへの適正な対応を図る。

また、中・四国地域フロン回収・処理推進連絡会議（中四国10県市、環境省、経済産業省、中・四国経済産業局等で構成）を開催する（今年度は幹事県）。（環境政策課）

図3-7 フロン回収の流れ



○紫外線についての調査研究

紫外線量（UV-A, B）の実態調査（衛生研究所）を行う。（環境政策課）

【 3 酸性雨対策の推進】

○酸性雨調査の実施

市街地3地点（鳥取・倉吉・米子）と、若桜町氷ノ山の計4地点で降水の酸性度等の調査を実施するとともに、鳥取市1地点において平成11年度から平成13年度まで降水以外のガス状物質も含めた降下物等の酸性度等

の調査（全国公害研第3次酸性雨調査）を行う。
(環境政策課)

○酸性雪調査

シーズン中に、山間部（氷ノ山）の積雪を多層にわたって採取・分析し、積雪中に蓄積・濃縮された酸性成分の分布と移動の状況を追跡し、融雪時に懸念される森林生態系等への影響把握に資する。
(環境政策課)

○酸性雨等森林衰退対策事業

森林に対する酸性雨の影響をマニュアルに基づいて調査し、酸性雨等による森林への影響状況、森林の健全度等を明らかにする。

また、調査地に人工酸性雨、消石灰を散布し、土壌、植生、立木への影響を調査する。
(林政課)

○生活環境部・農林水産部合同調査検討会

酸性雨等の鳥取県の環境への影響が危惧される中、大気、水、植生、土壌等生態系への影響を把握して予測・評価を目指し、総合的・体系的調査研究を行うことを目的に「生活環境部・農林水産部合同調査検討会」を設置し、検討・協議しつつ、共同調査研究に取組んでいく。昨年度実施したスウェーデン・ドイツでの先進事例視察の知見を取り入れ、今年度から、両部共同で以下のとおり取組むこととする。

「雨・雪等⇒〔積雪・融雪水〕⇒土壌⇒陸水、植生等」という一連の流れに着目し、氷ノ山を「共通フィールド」とし、周辺の陸水（溪流水、ダム水等）、植生、土壌への影響の実態把握を両部共同で行う。
(環境政策課・林政課)

○融雪水調査

同じく、融雪水の影響が特に大きいことを視察時に認識し、酸性雪（積雪）調査に加えて、土壌や溪流に注いで影響を及ぼす融雪水調査を行い、積雪調査と併せ、生態系への影響の実態把握を強化する。
(環境政策課)

【 4 その他の地球環境問題への取組の推進】

○その他の地球環境問題への取組の推進

熱帯林の減少、海洋環境の保全、野生生物種の減少、砂漠化等の他の地球環境問題に対して、研究機関等との連携も図りながら適切な対応を進める。
(環境政策課)

【 5 環日本海諸国との連携強化と協力】

○環日本海圏地方政府環境共同取組事業

「第8回環日本海圏地方政府国際協力・交流サミット」の一環としてロシア沿海地方で開催される「環日本海圏地方政府環境フォーラム」に学術研究者及び行政関係者からなる代表団を、「環日本海子ども環境サミット」に環境活動を行っている子ども達の代表団をそれぞれ派遣する。

また、韓国江原道との間では環境・保健分野での研究者の相互派遣を行う。

(環境政策課)

○鳥取県・江原道環境衛生学会の開催

鳥取県衛生研究所及び江原道保健環境研究院の研究者並びに環境衛生分野の関係者が一堂に会して、両地域の環境衛生分野の調査研究について発表、討議し、その成果を両地域の学術交流の推進と施策へ反映させるため開催する。
(環境政策課)

○衛生環境分野研究員・人材発信事業

本県の環境研究分野の推進のため、アメリカ合衆国で開催される国際水環境会議に、本県の研究成果の発表及び海外への情報発信国際レベルでの研究者間の意見交換・情報収集を行うため、衛生研究所職員（研究者）を派遣する。
(環境政策課)

○国際環境協力推進事業

島根県と共同で吉林省に調査団を派遣し、吉林省にある湖沼についてモニタリングを行い、富栄養化状況について把握・解明し、その結果をもとに、今後の吉林省の水質浄化計画等に役立てていくため、共同調査及び報告会を行う。
(環境政策課)

○「2001国際環境シンポジウム」の開催

鳥取環境大学開学にあわせて、海外を含む研究者のネットワークを構築し、鳥取環境大学の存在を広くアピールするとともに、環境学術研究の推進を図るため、環境分野での国際シンポジウムを開催する。

(企画振興課)

第6章 共通的・基盤的施策の推進

【 1 環境関連高等教育機関等 の整備推進 】

○鳥取環境大学の開学

平成12年度においては、施設建設や教育研究機器等の整備など開学準備を進めるため、平成11年度に引き続き、財団法人鳥取環境大学設立準備財団に補助金を交付した。

財団法人鳥取環境大学設立準備財団においては、進学相談会への参加や高校訪問を実施するなど、鳥取環境大学のPRや学生募集に取組んだ。平成12年12月には、文部省により学校法人鳥取環境大学の設立認可を受け、平成13年4月には、469人の第1期生を迎えて入学式が開催された。

平成13年度は、学校法人鳥取環境大学に対し、教育研究機器や図書の整備等を支援するための補助金を交付する。

(企画振興課)

○衛生環境研究所の整備

鳥取県衛生環境研究所は平成14年7月の開所を目指し建設中である。(環境政策課)

○環境学術研究の振興

鳥取県環境学術研究基金の運用益により、鳥取環境大学をはじめとした県内高等教育機関における環境に関する学術研究に対する助成等を行う。(企画振興課)

【 2 環境影響評価の推進 】

○環境影響評価制度の適正な実施

環境影響評価制度は、大規模な開発事業の実施が周辺の環境にどのような影響を与えるか、あらかじめ調査・予測・評価することにより環境への配慮がされた事業を実施するための制度であり、「環境影響評価法」及び「鳥取県環境影響評価条例」に基づき、この制度の適正な運用を図ることとしている。

(環境政策課)

【 3 環境情報の整備・提供 】

○環境情報システムの整備

環境配慮への取組みを一層推進するため、環境情報ホームページにより、本県の環境情報を広く県民等に発信する。

・鳥取県環境情報ホームページ

「鳥取県の環境情報」

(<http://www1.pref.tottori.jp/kankyodb/>)

(環境政策課)



【 4 環境に関する監視体制の 整備充実及び調査研究の推進 】

○環境に関する監視体制の整備と調査研究の 推進

新たな環境問題に対応した常時監視を実施するとともに、環境関係の調査研究を進める。

表 3-8 主な調査研究のテーマ

衛生研究所	湖山池汚濁機構調査（藻類増殖試験による制限物質調査） 中海汚濁機構調査（藻類増殖試験による汚濁機構解明） 水辺環境と水質浄化に関する研究（水生植物利用の浄化） 全国公害研協議会第3次酸性雨調査 紫外線量についての調査研究 酸性雨・雪調査
農業試験場	水稻・大豆の農薬・化学肥料5割以上削減技術体系の確立
園芸試験場	農薬・化学肥料5割以上削減技術体系の確立 園芸作物の環境にやさしい農業の開発促進
中小家畜試験場	豚の糞尿処理システムに関する研究
林業試験場	森林の整備と保水効果に関する研究 酸性雨森林衰退対策事業
水産試験場	磯場環境改善調査事業（磯場再生技術の開発） 漁場環境維持対策事業費

【 5 環境に配慮した 社会資本整備等の推進 】

ごみ処理施設、し尿処理施設等の環境を良好に保ち、快適な環境を創造するために必要な社会資本整備等を推進する。

（環境政策課）

【 6 環境基本計画推進体制の整備充実 】

○「環境基本計画」の着実な推進

平成11年3月に策定した「鳥取県環境基本計画」を県民や事業者に広く周知とともに、各種施策を総合的かつ計画的に推進する。

（環境政策課）